

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市のホームページをご覧ください。

皆さんのご意見をお寄せください

●市民意見提出手続（パブリックコメント）ってなに？

市が、市民の皆さんの生活や事業活動に影響がある条例や計画等を策定するときに、市民の皆さんから意見を募集する制度で、釧路市では2007（平成19）年度から実施しています。

寄せられた意見のうち、取り入れるべき意見については、条例や計画等の案に反映します。また、寄せられた意見の概要については、それらに対する市の考え方と併せて公表します。

市民意見提出手続（パブリックコメント）についてのお問い合わせは、市役所市民協働推進課（☎31-4504）へ。

	第3期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	釧路市立地適正化計画の改訂
内容	第2期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が2024（令和6）年度で終了することから、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを期間とする、第3期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するもの。	釧路市立地適正化計画は、将来にわたって持続可能な「コンパクトなまちづくり」を目指し、都市再生特別措置法に基づき2016（平成28）年度に策定した。 この度の改訂では、本計画策定後の都市再生特別措置法の改正や本市が抱えているまちづくりに関するさまざまな課題を踏まえ、安心安全で持続可能なまちづくりを目指し、新たに防災指針を追加するなどの改訂を行うもの。
募集期間	～1月17日（金）	
原案の公表場所	【共通】市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所3階都市経営課	
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名（団体名）、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。	
提出・問合せ先	都市経営課企画係（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4502☎22-4473 ✉to-kikaku@city.kushiro.lg.jp）	都市計画課都市計画係（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4555☎25-8149 ✉to-toshikei@city.kushiro.lg.jp）

	釧路市阿寒国際ツルセンター条例等の一部改正	釧路市老人福祉施設条例の一部改正	建築基準法施行条例の一部及び建築基準法施行細則の一部改正
内容	阿寒国際ツルセンターの分館であるタンチョウ観察センターは老朽のため機能の維持が困難な状況にある。また、鳥インフルエンザなどの感染症対策として給餌量を削減したことにより、タンチョウの飛来数が減少したこと、タンチョウが本館側ビオトープに集まる傾向にあり、来館者が減少している。 このため、これまでの機能を本館に移行した上で2025（令和7）年3月末をもって分館を廃止するため、釧路市阿寒国際ツルセンター条例等の一部を改正するもの。	大楽毛地区の避難施設建設に伴い、老人集会機能を避難複合施設へ移転するため、大楽毛老人福祉センターを廃止する条例を改正するもの。	建築基準法施行条例は、建築基準法第40条に基づき、その土地の気候風土、特殊性により定める条例である。政令改正による木造建築物の柱の小径および必要壁量の基準の見直しがあったため、これに係る条例および規則の改正をするもの。
募集期間	12月下旬～1月下旬		
原案の公表場所	【共通】市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 阿寒国際ツルセンター、動物園		
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名（団体名）、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。		
提出・問合せ先	動物園ツル担当（〒085-0204阿寒町下仁々志別11 ☎56-2121☎56-2140 ✉zoo-crane@city.kushiro.lg.jp）	介護高齢課高齢福祉係（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4539☎32-2003 ✉ka-koureifukushi@city.kushiro.lg.jp）	建築指導課建築審査担当（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4577☎24-0581 ✉ke-kenchikushinsa@city.kushiro.lg.jp）

	第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画の策定	釧路市保育に関する条例等の一部改正	釧路市保育に関する条例の一部改正、釧路市交流プラザさいわい条例の一部改正
内容	釧路市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村計画である。 市内の全ての子ども・子育て家庭を対象とし、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保および法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。	釧路市東部地域において、保育ニーズに対し、定員は充足している状況にあることから、桜ヶ岡保育園を廃止するもの。	子育て支援総合センターを2025（令和7）年度に「釧路市交流プラザさいわい」内に開設し、子育て支援事業の機能強化に向けた再編を行うとともに、2025（令和7）年3月末をもって、「釧路市交流プラザさいわい」多目的ホールを利用廃止するため、両条例の一部を改正するもの。
募集期間	12月下旬～1月下旬		
原案の公表場所	【共通】市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 防災庁舎3階こども育成課		
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名（団体名）、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。		
提出・問合せ先	こども育成課保育係（〒085-8505黒金町7-5☎31-4541☎22-5674✉ko-hoiku@city.kushiro.lg.jp）		
	こども育成課保育係（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4541☎22-5674✉ko-hoiku@city.kushiro.lg.jp） 生涯学習課生涯学習係（〒085-0016錦町2-4☎31-4579 ☎22-9096✉sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp）		

1月から第8魚揚場の供用を開始します

問合せ
市水産課（☎22-0191）

2023（令和5）年7月から建設工事を開始していた高度衛生管理に対応した荷捌施設である「第8魚揚場」が2024（令和6）年11月に完成し、2025（令和7）年1月から供用を開始します。

今後は、日本有数の水揚げを誇る港として、引き続き消費者の皆さんに安全で安心な水産物を供給する役割を果たすとともに、釧路産水産物のさらなる付加価値向上につながることを期待されます。

